

～事業者の方に知っておいていただきたい軽減税率の基本を説明いたします～

『消費税軽減税率制度』説明会

10月15日に安倍首相が表明されましたとおり、2019年10月1日から消費税率が10%への引き上げと同時に**消費税軽減税率制度**（8%）が実施されます。

みなさまは軽減対象品目は、何となく理解されていると思いますが、こういった形で、どんな影響が出るのかもご存知でしょうか？

課税事業者、免税事業者を問わず、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度に向けた準備が必要となります。

正しく制度を理解し、請求書の発行など経理処理で困らないように今から備えましょう！ また、いち消費者という立場でもぜひ聞いてみてください！

この説明会は、軽減税率の基本を学ぶ内容です。軽減税率対策補助金制度については、来年1月頃に説明会を開催する予定です。

日時 平成30年**12月5日**（水）14:00～15:00

場所 丹波市商工会館 （丹波市氷上町成松140-7）

内容 『消費税の軽減税率制度について』

（講師：柏原税務署 法人課税部門
統括国税調査官 野木直博氏）

定員 50名

申込〆切

11/28

【主催】丹波市商工会／柏原税務署

【お問合せ先】丹波市商工会 広域経営支援課（担当：西村）TEL 0795-82-3476/FAX 0795-82-7601

下欄の申込書に必要事項をご記入の上、切り取らずにこのままFAXしてください。

丹波市商工会 行

『消費税軽減税率制度』説明会受講申込書

平成30年11月 日

| | | | |
|------|-----|------|--|
| 事業所名 | | 電話番号 | |
| 所在地 | 〒 - | | |
| 参加者名 | | 参加者名 | |

《送信先 FAX 0795-82-7601》